

市公共施設整備に係るバリアフリーアドバイザー設置運営要領

(目的)

第1 本市が設置する公共施設について、高齢者や身体障害者等が安全かつ円滑に利用できるようバリアフリー化を充実させるため、障害を有する千葉市職員（以下「職員」という。）の協力を得て、バリアフリーアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）制度を設置することにより、福祉のまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(アドバイザーの募集等)

第2 制度の目的に賛同する、次に掲げる障害を有する職員を募集する。

- (1) 肢体不自由（車いす使用者含む）
- (2) 視覚障害
- (3) 聴覚・言語障害
- (4) 内部障害

2 応募した職員については、別に定める台帳等にアドバイザーとして登録するものとする。

(アドバイザーの役割)

第3 アドバイザーは、次に掲げる事項について実施する。

- (1) アドバイザーは、所管課の求めにより会議に出席し、又は現場に立ち会うものとする。
- (2) アドバイザーは、バリアフリー化向上のため障害者全体の視点に立って、意見及び助言等を行うものとする。

(所掌事務)

第4 所管は、次に掲げる事項を行う。

- (1) アドバイザーの募集、登録、制度の周知、利用の斡旋等に関すること。
- (2) 建設等を所管する課等の職員との意見交換の機会の設定に関すること。
- (3) その他バリアフリー化の向上に関すること。

(利用方法)

第5 アドバイザー制度を利用しようとする場合は、所管に申し込むものとする。

(所管)

第6 制度の所管は、保健福祉局健康福祉部地域福祉課とする。

(その他)

第7 アドバイザー制度は、障害者団体の意見等を代表するものとはならないものとする。

(委任)

第8 この要領に定めるもののほか、アドバイザー制度の運営に関し必要な事項は、地域福祉課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成12年3月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。